昭和二十四年人事院規則三—〇 人事院規則三―〇 (事務総長の権限)

限に関し次の人事院規則を制定する。 行政上及び技術上の責務を遂行するに当たり、 人事院は、国家公務員法に基き、事務総長の権 事務総長は、法律及び規則により定められた

保した権限については、この限りでない。 人に対し、法律及び規則の定めるところに従 い、細則及び通達を発することができる。ただ し、人事院が特定の事項につき議決をもって留 人事院の職員並びに国の各機関及び行政執行法

則一—三七) 抄附 則 (平成一五年一月一四日人事院規

(施行期日) 則一五〇) 抄附 則(平成一 則 (平成一九年九月二八日人事院規 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行す

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十九年十月一日から施 行する。 則一一六三) 抄附 則(平成二七 則 (平成二七年三月一八日人事院規

第十五条 附則第二条から前条までに規定するも (雑則) 施行する。

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から

(施行期日)

ののほか、この規則の施行に関し必要な経過措

置は、人事院が定める。